

令和4年度清須市生活交通確保維持改善計画の変更について

1 概要

- 令和3年4月5日に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が改正され、補助対象事業者が活性化法法定協議会に限定されたことから、本市では令和4年度事業分から清須市地域公共交通会議で交付を受ける準備を進めていた。
- しかし、令和3年9月29日付けで認定を受けた令和4年度清須市生活交通確保維持改善計画では、補助対象事業者を運行事業者としていたため、補助対象事業者を変更し、その他計画変更に係る時点修正を行う必要がある。

2 計画変更の内容

- (1) 「5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」の修正
 - 負担額の算出方法の変更
- (2) 「6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称」の修正
 - 補助対象事業者の変更
- (3) 「7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法」を記載
- (4) その他、時点修正

3 変更年月日

令和4年5月24日